

(平成22年5月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年3月まで

昭和50年ごろ、「60歳はすぐだから、年金は納めておいた方がいい。」と親の助言があり、妻は私の分の国民年金保険料だけは納付した方がよいと判断したらしく、A市B支所に出向いた。

妻は、その時男性職員から国民年金保険料を納めていない期間があることを知らされたので、何か月分かの保険料をまとめて1万円ぐらい現金で納付していたと聞いており、その後も何か月分かの保険料を少しずつまとめて、B支所あるいは銀行を通じて納付していたはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付していることから、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、昭和47年3月から49年6月までの国民年金保険料については、50年1月30日に現年度納付、過年度納付及び特例納付により一括して納付されており、申立期間後についても現年度納付されていることからすると、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は当時、サラリーマンの妻が任意で国民年金に加入できることを知り、A 市役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間については A 市に戻って間もないころで、納付書が送られてきて、銀行で国民年金保険料を納付した時に領収印を押してもらっていた記憶がある。

たとえ 1 か月分納付を忘れても次の月に 2 か月分納付するなどしていたので、1 年間全く納付していなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 50 年 12 月から 61 年 3 月まで任意で国民年金に加入している上、申立期間を除く国民年金加入期間に未納は無いことから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が納付場所として挙げている B 銀行 C 支店、D 銀行 E 支店及び F 銀行 G 支店は申立期間当時開設されており、いずれの金融機関でも国民年金保険料の納付が可能であったことから、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、近所の A 銀行 B 支店で納めた。

当時、夫の給料は毎年増えており、ローン等の返済は無く、生活には余裕があったので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6 か月と短期間である上、国民年金の加入期間は申立期間以外には国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和 53 年 11 月から 59 年 9 月まで国民年金に任意加入しており、当時の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しながら、申立期間の保険料だけを納付していないというのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 10 月に会社を退職した時に、妻と一緒に国民年金に加入した。当初から、妻が二人分の国民年金保険料を納付しており、申立期間の 6 か月分の保険料が自分だけ未納になっているのは納得できないので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間である上、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、自身の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその妻の手帳記号番号は、昭和 49 年 9 月 10 日に連番で払い出されていることが確認でき、その翌月から申立期間直前の 55 年 9 月まで、夫婦共に国民年金保険料をすべて納付しているにもかかわらず、申立期間については、申立人の妻の分が納付済みとなっているのに、申立人の分が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年4月1日）及び資格取得日（昭和39年9月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月1日から同年9月21日まで

昭和36年9月10日から42年6月1日まで引き続き、A社B工場に勤務したが、39年4月1日から同年9月21日までの厚生年金保険の記録が漏れているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B工場において昭和36年9月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年4月1日に資格を喪失後、同年9月21日に同社同工場において再度資格を取得しており、同年4月から同年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録、申立人の記憶及び元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、元同僚は、「申立人と私は、昭和36年9月に、それぞれの転勤先であるA社C工場及びA社D工場からA社B工場に戻り、厚生年金保険が本社一括適用となった42年6月以後も一緒に勤務しており、申立人も厚生年金保険に加入していたと思う。」と述べており、当該同僚は申立期間において、厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和39年3月のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社B事業所における資格喪失日は、昭和45年8月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年8月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月20日から同年8月21日まで
② 昭和45年8月21日から同年9月21日まで

私は昭和43年3月から46年3月まで継続してA社に勤務していたが、45年8月に同社B事業所から同社C事業所に転勤した際の1か月の年金記録が空白になっているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社C事業所の回答から判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、同社に継続して勤務していたことが認められる。

申立期間①について、A社C事業所が保管している同社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和45年8月20日となっているところ、同社C事業所は、同社B事業所が申立人に係る資格喪失日を同年8月21日とすべきところ、誤って同年8月20日として届け出たとしていることから、申立人の同社B事業所における資格喪失日は同年8月21日であることが認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社C事業所の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年8月21日にA社B事業所から同社C事業所に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社C事業所における昭和45年9月のオンライン記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「給与から保険料は控除されているはずなので、納付も行ったと思われるが、資料が無いため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月1日から40年11月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を39年1月1日に、資格喪失日に係る記録を40年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、39年1月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年9月までは4万2,000円、同年10月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から40年11月1日まで

私は、昭和38年10月から40年10月まで、A社B支店で、集金人として勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間は未加入との回答であった。

申立期間において一緒に勤務した同僚は厚生年金保険に加入しているようなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年1月1日から40年11月1日までの期間について、申立人と同様の業務に従事していた同僚2人の証言によれば、申立人が当該期間においてA社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社B支店における集金人の人数は、上記の同僚2人の証言から判断すると4人又は5人であったと考えられるところ、申立人が集金人として挙げた上記同僚2人を含む4人は、すべて当該期間において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月1日から40年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢の同僚に係るオンライン記録から、昭和39年1月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年9月までは4万2,000円、同年10月は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、関係資料が存在しないため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和39年1月から40年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和38年10月から39年1月1日までの期間について、同僚2人の証言によれば、申立人が当該期間においてA社B支店に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の同僚2人はいずれも、「A社に入社して3か月後に厚生年金保険に加入した。」と述べている。

また、上記の同僚2人のうち1人については、オンライン記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日と、その直前に勤務した事業所における被保険者資格喪失日との間に3か月の未加入期間があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該事業所では、集金人について、入社後3か月間は厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和38年10月から39年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで

私は、現在 A 社に勤務しているが、「ねんきん定期便」に記載されている平成 3 年 10 月から 4 年 9 月までの標準報酬月額及び保険料納付額が著しく低いことが分かった。

私が保管している申立期間当時の給与明細書に記載されている給与額は 30 万円を超えていること、また、勤務先から提出された B 健康保険組合の被保険者台帳には平成 3 年 10 月 1 日からは 32 万円と記載されていることから、標準報酬月額が 11 万円とされている申立期間の記録は誤りなので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立期間については、標準報酬月額 32 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A 社が加入する B 健康保険組合が保管する被保険者台帳によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 32 万円と記録されている。

しかし、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額については、平成 3 年 10 月 1 日に 11 万円と日時決定がなされているが、当該事業所は、日時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届の作成について、i) 昭和 50 年代後半から、電算機により自動処理されたデータをプリンタから出力していたこと、ii) 社会保険事務所に提出する厚生年金保険用の算定基礎届と健康保険組合に提出する健康保険用の算定基礎届は別葉であったが、一つの給与データから自動処理されるものであることから、厚生年金保険

用の算定基礎届と健康保険用の算定基礎届に異なる標準報酬月額が記載されたとは考え難いと説明している。

また、オンライン記録により、A社C支店において平成3年10月1日の定時決定が行われている者は申立人を含め128人が確認できるところ、申立人と同様に極端に標準報酬月額が変動している者は見当たらない上、申立人の整理番号の前後各20人のうち、B健康保険組合が保管する被保険者台帳上で確認できる22人の標準報酬月額について調査したが、オンライン記録上の標準報酬月額とほぼ一致している。

上記のことから、事業主が当該健康保険組合の被保険者台帳に記載されている標準報酬月額と異なる届出を社会保険事務所に行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年4月1日から30年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を29年4月1日に、資格喪失日に係る記録を30年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年10月1日から30年2月1日まで
私は、申立期間について、A社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容等に関する説明及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間に申立人と同じ業務の担当者として勤務していた4名の同僚には、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、申立期間当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、同僚1名から、「申立期間当時、A社では、入社からおおむね6か月の見習い期間を経て厚生年金保険に加入させていた。」との証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち入社から6か月を経過した昭和29年4月1日から30年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同じ業務の担当で、ほぼ同年齢の同僚に係る社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、これを確認することはできない。しかしながら、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるものの、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年4月から30年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月14日は41万円、同年12月26日及び16年8月14日は45万円、同年12月27日は43万8,000円、17年8月14日は43万9,000円、同年12月27日は42万9,000円、18年12月27日は43万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月14日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年8月14日
④ 平成16年12月27日
⑤ 平成17年8月14日
⑥ 平成17年12月27日
⑦ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届を提出していなかったため、この賞与に係る厚生年金保険料が納付されていない状態となっているが、保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成15年から18年までの源泉徴収簿兼賃金台帳により、

申立人は、15年8月14日は41万円、同年12月26日及び16年8月14日は45万円、同年12月27日は43万8,000円、17年8月14日は43万9,000円、同年12月27日は42万9,000円、18年12月27日は43万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年11月24日）に届出を行っている上、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から同年10月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から同年10月まで

私は、社会保険事務所（当時）から、申立期間の国民年金保険料の納付事実は確認できなかったとの回答をもらった。

この期間の国民年金保険料は、受給していた失業手当で納付したことを記憶しているので、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の取得年月日及びA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）における申立期間についての国民年金の資格取得及び喪失の処理日からみて、平成3年3月から同年5月ごろに国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額と当時の国民年金保険料額に相違がみられるほか、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに別の年金手帳を所持した記憶も無く、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月及び同年 8 月

私は、平成 13 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料を、同年 12 月以降にまとめて納付した覚えがある。A 銀行において納付書により納付した覚えはあるが、支店名は定かではない。今まで一度も催促状等をもらったことは無く、保険料を納付していると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 銀行で納付したと主張しているが、保険料を納付した支店名及び保険料額並びに領収書の受取についての記憶が定かではない。

また、B 市が保管する資格得喪記録（電子データ）及びオンライン記録においても、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されている。

さらに、B 市及び社会保険事務所（当時）では、申立期間における国民年金保険料の収納事務は電算処理となっていたことから、金融機関及び区役所並びに社会保険事務所のいずれにおいても不適切な事務処理が行われたとは考え難い。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から55年9月まで

国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、申立期間の保険料納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の保険料については、当時は大学生及び専門学校生であったが、私自身が区役所の窓口で納付した記憶があるので、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和57年3月18日に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間のほとんどの期間の保険料は時効により納付できない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、3か月ごとの納付書により、毎回2万円程度の保険料を納付したとしているところ、当時の保険料は月額1,400円から3,770円であり、記憶している納付金額と大きく相違している。

さらに、申立人は、母親の保険料も一緒に納付したとしているところ、母親は昭和49年に60歳に達しており、申立期間は保険料の納付が不要な期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から54年3月まで

私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間は納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和55年ごろ、A市役所で元夫と一緒に20歳到達時までさかのぼって国民年金の加入手続をした。それまで納めていなかった分の保険料を、元夫の分と一緒に分割して納めていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身と元夫の二人の約10年間分の国民年金保険料を分割して納付したと主張しているが、分割した回数、その金額等について記憶が明確ではないなど、申立期間の保険料の納付をうかがわせる具体的な説明が得られなかった。

また、申立人は、その元夫の未納分の国民年金保険料についても一緒に納付したと主張するが、元夫についても申立期間の大部分は未納とされている。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年3月までの期間、同年8月から41年3月までの期間、42年4月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年9月から40年3月まで
② 昭和40年8月から41年3月まで
③ 昭和42年4月から45年3月まで
④ 昭和46年4月から47年3月まで

20歳になり当時は短大生であったが、母親から国民年金に加入するように言われたので、A市B地区にあった市役所の支所に母親と行き、国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料は、自分が同支所で納付していた。

昭和41年9月の婚姻後は、A市C地区にあった市役所の支所で国民年金保険料を納付し、45年ごろにA市B地区に転居した後は、D銀行の職員が来た時に納付書を預けて保険料を納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

婚姻前の申立期間①及び②については、申立人は、「20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和41年10月27日に婚姻後の氏名で払い出されていることが確認できるが、婚姻前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が主張する納付方法などからすると、過年度納付された状況もうかがえない。

婚姻後の申立期間③及び④については、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和46年1月28日に申立人とその元夫の手帳記号番号が、連番で払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、婚姻中の42年4月から52年10月までの期間の国民年金保険料の納付及び免除の状況は、元夫と一致することから、申立人と元夫の国民年金保険料は一緒に納付されていた状況がうかがえるところ、申立期間③及び④について元夫も未納となっている。

また、申立期間③については、申立人は、A市C地区にあった市役所の支所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同市からの回答によると、同市ではC地区付近に支所や出張所は設置しておらず、申立人の主張と相違している。

さらに、申立期間以外にも未納期間が多数あり、年金制度に対する申立人の意識が高かったとは言い難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から52年11月まで
結婚を契機に、親戚に勧められて国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料は、結婚後の昭和49年6月から納付しており、夫のボーナス時期である6月と12月に、私が郵便局の窓口で納付していたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和49年6月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、53年1月31日であることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の夫は、昭和44年から現在まで共済組合に加入しており、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 昭和52年12月22日」の記載、及び被保険者の種別欄に任意加入したことを示す「任」の記載が確認でき、申立期間は任意加入が可能な期間における未加入期間であることから、申立人は、国民年金被保険者資格を取得する以前の申立期間については、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年2月から54年1月まで

私は、昭和57年ごろ、A社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、B銀行で十数万円を引き出し、同社会保険事務所の窓口で、申立期間の保険料を一括納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和57年ごろ、国民年金保険料を社会保険事務所の窓口で一括納付したと記憶している。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は、昭和51年1月23日に国民年金の被保険者資格を喪失し、57年9月ごろに再加入の手続を行い、56年3月にさかのぼって同資格を取得するとともに、57年11月1日に手帳記号番号が払い出されており、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間として取り扱われていたため、納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立人が一括納付したと主張している金額は、申立期間の国民年金保険料である5万6,500円とは合致しない一方で、C市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和56年3月から同年9月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料の合計額10万円弱が、57年10月及び同年11月に納付されていることが確認できることから、申立人が手帳記号番号の払出時期において一括納付したのは、申立期間に係る保険料ではなく、制度上納付可能であったこれらの期間に係る

保険料であった可能性が高い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から55年5月まで
昭和54年1月から55年5月までの期間、郵送されてきた納付書で、夫が私の国民年金保険料と付加保険料をA市役所又は銀行にて納付していた。
申立期間について、国民年金保険料と付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立人の国民年金保険料を毎月納付したとしているが、A市が作成した資料によれば、申立期間当時の同市の国民年金保険料は3か月分を一括して納付する方式であり、申立内容と相違している。

また、申立人の夫は、郵送されてきた納付書でA市役所又は銀行にて保険料を納付したとしているが、仮に申立人の夫が3か月分を一括して納付する方式に従って当該期間に係る保険料を納付していた場合、保険料を収納した行政機関又は金融機関が6回にわたって事務処理を誤り、申立人に係る納付記録が欠落したと考えるのは不自然である。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）においても、申立期間は未納となっている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月ごろから 60 年 6 月ごろまで
私は、昭和 57 年 12 月ごろから 60 年 6 月ごろまでA事業所に勤務した。

申立期間は、国民年金保険料を納付していたが、申立期間当時の同僚が厚生年金保険に加入していたので、自分も同様に勤務していたことから、厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の申立期間当時の事務担当者は、「各種社会保険については、加入漏れが生じないよう事務処理を行っていたので、申立人は、厚生年金保険以外の公的年金に加入していたのではないか。」としている上、申立人と同様に当該事業所において勤務し、勤務途中から厚生年金保険の加入記録がある同僚は、「私は当時、国民年金に加入していたので、厚生年金保険に加入していない時期があった。」と述べている。

また、申立期間当時、申立人は、住所地の国民健康保険に加入していたとしている上、国民年金の強制加入被保険者として保険料を納付しており、申立人の妻も申立人と婚姻後は申立人と同様に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡している上、当該事業所を継承した者は、申立期間当時の関係資料を保存していないため、厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月下旬から 36 年 1 月 1 日まで

A 社の下請事業所であった B 社において、工事に従事した申立期間について、社会保険事務所（当時）から厚生年金保険の加入記録が見当たらないとの回答をもらった。

当時、けがをして健康保険証を使用した記憶があり、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する工事について、A 社は、「当社 C 支店が昭和 34 年 8 月から 35 年 12 月までに施工した工事であった。」としていることから、申立人が申立期間当時、当該工事に従事していたことは推認できる。

しかし、A 社の下請事業所であったとする B 社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、事業主及び所在地が不明のため、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除を確認することができない。

また、申立人が一緒に勤務したとする申立人の父及び同僚は既に亡くなっていることから、申立期間当時の状況についての証言を得ることができない。

さらに、A 社は「現存する資料では申立人の厚生年金保険料控除等は確認できない。下請事業所従業員の厚生年金保険への加入等は不明である。」としていることから、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除等を確認することができない。

加えて、A 社が加入している D 国民健康保険組合は、申立期間当時の関係資料を保管していないことから、申立人の健康保険の加入状況を確認す

ることができない。

なお、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人、その父及び同僚の氏名はいずれも見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 15 日から 40 年 1 月 25 日まで
私は、昭和 39 年 9 月 15 日から 40 年 1 月 25 日まで、母親と一緒に、A社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間は未加入との回答であった。
A社の社長に厚生年金保険への加入をお願いした記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚 2 人の証言から判断すると、申立人が申立期間において A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、申立人が一緒に勤務したとする母親は、昭和 43 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間においては厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、上記の同僚 2 人の証言によれば、申立期間当時、当該事業所では 20 人前後の女性従業員が勤務していたと考えられるところ、そのうち厚生年金保険に加入しているのは 2 人のみであり、当該事業所では必ずしも女性従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは言い難い。

さらに、当該事業所は既に解散しており、関係資料が存在しないため、申立人に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月23日から36年1月10日まで

私は、昭和36年1月にA社を退職した。会社で経理事務をしており、厚生年金保険の脱退手当金のことは知っていた。

申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、昭和42年11月13日に厚生年金保険被保険者資格を再取得しているが、申立期間のものとは別の厚生年金保険被保険者記号番号が付与されていることが確認できることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年2月20日から20年8月10日まで
② 昭和21年4月30日から22年8月まで
③ 昭和23年1月9日から24年2月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和19年から24年までの期間に3か所の未加入期間があるが、その期間には船舶Aや船舶Bに甲板員又は船長として乗船していた。

昭和22年10月に船長の資格を取得し、23年からは船舶Bの船長として乗船しており、特に船長を船員保険に加入させないということはありません。申立期間について船員保険の被保険者として認めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持する船員手帳には、C社の船舶Aにおける雇入れ及び雇止めの記載は確認できない。

また、船員保険船舶台帳によると、C社は昭和19年5月1日に船員保険の適用を受けており、申立期間①のうち、同年2月20日から同年5月1日までは、船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた船舶Aの船長は、C社の船員保険被保険者名簿において、申立期間①に船員保険の加入記録は確認できない上、昭和19年2月20日に被保険者資格を取得している者も見当たらない。

申立期間②について、申立人の所持する船員手帳には、船舶Bにおける雇入れ及び雇止めの記載は確認できない。

また、船員保険船舶所有者名簿によると、船舶Bの船舶所有者は昭和23年5月15日に船員保険の適用を受けており、申立期間②当時、当該船

船所有者は船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた船舶Bの船長及び同僚についても申立期間②における船員保険の加入記録は確認できない。

申立期間③について、申立人が所持する船員手帳の雇入れ及び雇止めの記載により、申立人が船舶Bに乗船したことは推認できる。

しかし、船員手帳の雇入れ及び雇止めの記載は、船員法において、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性を確認するためのものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、上記名簿によると、当該船舶所有者は昭和23年5月15日に船員保険の適用を受けており、申立期間③のうち、同年1月9日から同年5月15日までの期間は船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

さらに、申立人が船舶Bと一緒に乗船していたとする同僚は、昭和23年5月17日から同年12月1日までの期間において船員保険の加入記録が確認できるが、船舶所有者は不明である。

加えて、当該同僚の娘によると、「父は、申立人と一緒に乗船していたことは覚えているが、乗船していた期間までははっきり覚えていない。船員手帳も探したが見付からなかった。」としている。

このほか、申立人に係る船員保険被保険者台帳に申立期間①、②及び③における船員保険の加入記録は確認できない上、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで
私は、高校卒業後、A 地区にあった B 事業所に勤務した。

自分の年金記録を確認したところ、当該事業所に勤務した期間が未加入期間となっていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする B 事業所について関係団体に照会したが、当該事業所の事業主は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

また、当該事業主の息子は、「申立人の在籍及び保険料控除に関する資料は残されていないが、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 47 年 7 月からである。」と証言しているところ、オンライン記録によると、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 47 年 7 月 8 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた 3 人のうち、2 人については特定することができず、ほかの 1 人は既に死亡しているため申立人の勤務実態に関する証言は得られない上、当該同僚についても、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 32 年 4 月又は同年 5 月まで
私は、高校卒業後の昭和 31 年 4 月に、A 地区にあった B 社に入社し、32 年 4 月又は同年 5 月に退職するまで勤務したが、当該期間は厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は 50 年以上前のことであり、資料などは無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から申立人が B 社に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定するまでの証言を得ることはできなかった。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所において、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚 2 名は、入社したとする時期から 1 年 10 か月後及び 7 か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

さらに、上記被保険者名簿により資格の取得状況を確認したところ、申立期間において資格を取得している者は無く、申立期間直後の昭和 32 年 6 月 25 日付けで 13 名、同年 11 月 15 日付けで 10 名について資格を取得していることが確認でき、上記の同僚のうち 1 名は、B 社における申立期間当時の採用の状況について、「春の 3 月、4 月ごろは学校を卒業してきた数名が採用されることはあったが、それ以外は採用時期もバラバラで、10 名がまとめて採用されることは無かった。」としていることから、当該事業所では当時、採用して相当期間経過後にまとめて厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。